

# 公益社団法人 日本生化学会 細則

## 第1章 会員

第1条 本会の会員に関する規定については、定款に定めるもののほか、本細則において定めるところによる。

第2条 正会員、団体会員、および賛助会員は、以下に定める会費を毎年3月末日までに納めなければならない。

- 1) 正会員 10,000円  
ただし、評議員は12,000円、シニア会員は5,000円とする。
- 2) 団体会員 18,000円
- 3) 賛助会員 1口60,000円（1口以上）

第3条 この法人に対し特に功労のあった外国人を、総会の決議により、外国人名誉会員（Honorary Member）とすることができる。会費の納入は要しない。

第4条 第2条に定めた会費を納めた正会員、学生会員および終身会員は、同事業年の4月から翌年3月に至るまでの期間、日本生化学会会誌「生化学」（以下、生化学誌という）の配布を希望する場合は年間2,000円（消費税別）を払い、配布を受けることができる。

- 2) 名誉会員と永年会員は生化学誌（外国人名誉会員はJB）の無料配布を受ける。
- 3) 第2条に定めた会費を納めた団体会員は、生化学誌の配布を受ける。

第5条 第2条に定めた会費を納めた賛助会員は、その年の4月から翌年3月に至る期間、生化学誌及びThe Journal of Biochemistry誌（以下JBという）の配布を受ける。また、賛助会員は大会参加費の支払いを要さない。

第6条 名誉会員と永年会員および終身会員は会費の納入を要しない。また、名誉会員は大会参加費の支払いを要さない。

第7条 正会員、学生会員、終身会員、名誉会員および永年会員は、本会の催す集会において学術報告を行い、また投稿規定に従って報文を生化学誌およびJBに投稿することができる。

第8条 会員は、生化学誌のWeb版の閲覧をすることができ、本会の刊行する図書、雑誌、資料等の優先配布を受けるほか、本会の行う各種行事に参加することができる。

第 9 条 会員は、事情の許す範囲において、生化学または関連ある事項につき、連絡、幹旋、調査、証明その他の便宜を受けることができる。

第 10 条 会費の滞納 3 年以上におよぶ会員は、会員の資格を喪失する。ただし、学生会員は学生証の有効期限をもって喪失とする。

## 第 2 章 代議員と役員を選出

第 11 条 代議員の選出は「公益社団法人日本生化学会選挙管理委員会規定」（以下、「選挙規定」という。）に基づき行なう。

- 1) 代議員選挙の選挙権および被選挙権は、選挙の行われる年（以下、「選挙年」という。）の 4 月 1 日現在の本会の正会員に限りこれを有する。
- 2) 代議員は選挙規定に定められた選挙区ごとに選出する。

第 12 条 外部理事以外の理事の選出は選挙規定に基づき行なう。ただし、外部理事の選出においては別途定める。

- 1) 外部理事以外の理事は代議員から選出することとし、選挙年の 9 月 1 日現在 65 歳未満であることとする。ただし、理事選挙の選挙権は、前項で選出された代議員がこれを有する。
- 2) 各支部選挙管理委員会は、1 名の代議員を選挙管理委員会へ推薦し、計 8 名を支部推薦理事候補者とする。
- 3) 選挙管理委員会は、選挙を実施して医・歯、理、農・工、および薬の 4 部門ごとに理事候補者を選出し、計 16 名以内を部門推薦理事候補者とする。ただし、各部門の理事定数は最低数 3 名とする。

前述の 4 部門に加え、全国若手および全国女性部門ごとに各 1 名以上の理事候補者を選出する。

- 4) 外部理事の選出はこの法人の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前 10 年間にこの法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者（認定法第 5 条第 15 号）、かつ、この法人の社員でない者（認定規則第 4 条第 1 号）から 1 名を選出する。

第 13 条 会長、副会長、および常務理事は、別に定められた規定に基づき、理事の互選により選出する。

- 2 会長、副会長、および常務理事の任期は、いずれも選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 任期を満了した会長は、後に再びその任にあたることはできない。
- 4 任期を満了した副会長および常務理事は、二期のみ継続してその任にあたることのできる。

第 14 条 監事の選出は次のように行なう。

- 1) 監事の選出は、代議員の中から 1 名以上 3 名以内を選出する。さらに外部監事の選出はこの法人の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前 10 年間にこの法人の理事又は使用人であったことがない者（認定法第 5 条第 16 号）、かつ、この法人の社員でない者（認定規則第 5 条第 1 号）から 1 名を選出する。
- 2) 役員等選挙実施委員会は監事候補者を公示し、総会において監事を選任する。

第 15 条 本学会には評議員を設けることができる。

- 2 評議員は、学会運営に関わる意見を理事会に提出することができる。
- 3 評議員は、評議員または名誉会員により推薦され、理事会において選出される。

### 第 3 章 役員の仕事

第 16 条 副会長のうち 1 名は本会支部運営の総括を担当し、支部長会議での議長として、同会議を年 1 回以上招集する。

第 17 条 副会長の他 1 名は、理事会における大会運営に関わる事項の審議において議長を務める。

第 18 条 常務理事は庶務、編集、および会計の職務にあたることとし、各 2 名をその担当に充てる。

第 19 条 庶務担当常務理事は以下の事項を担当する。

- 1) 法人庶務要項の登記
- 2) 記録の整頓および保管
- 3) 文書の発受
- 4) 会員の入退会および会員名簿の作成
- 5) 集会および行事に関する事項
- 6) 議案および報告に関する事項
- 7) 図書雑誌の保管整備
- 8) 会誌の配布および送付
- 9) 事務所の管理
- 10) 職員の勤務に関する事項
- 11) その他、他常務理事に属せざる事項

第 20 条 編集担当常務理事は以下の事項を担当する。

- 1) 生化学誌および JB の編集と刊行に関する事項
- 2) 他学会誌との連絡協力
- 3) その他、刊行物および刊行に関する事項

第 21 条 会計担当常務理事は以下の事項を担当する。

- 1) 会費および購読料の徴収
- 2) 現金の出納および保管
- 3) 予算および決算書類の作成
- 4) 物品の購入および売却
- 5) 会計帳簿および証書類の整頓保管
- 6) 図書を除く物品の整頓保管
- 7) その他、会計に関する事項

第 22 条 JB 編集委員会と生化学誌企画委員会を除く各種委員会の委員長は、原則として会長、副会長、および常務理事以外の理事がこれを務める。

#### 第 4 章 委員会

第 23 条 本学会に次の常置委員会をおく。なお、必要あるときは、理事会の決議を経て各種の臨時委員会をおくことができる。

- 1) JB 編集委員会
- 2) 生化学誌企画委員会
- 3) 各種授賞等選考委員会
- 4) 情報専門委員会
- 5) ダイバーシティ推進委員会
- 6) 研究倫理委員会
- 7) 留学助成審査委員会

第 24 条 JB 編集委員会は、JB の編集に関する諸事項を担当する。

2 本委員会は、委員長 (Editor in Chief) 1 名、Review 担当の部門編集長 (Editor) 2 名、専門分野別の部門編集長 (Editor) 約 10 名、編集委員 (Associate Editor) 各部門約 10 名、編集補佐委員 (Editorial Assistant) 約 2 名、および編集担当常務理事 (Managing Editor) で構成される。

3 委員長は別に定められた規定により選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任

期は2年とし、再任を妨げない。

4 Review 担当の部門編集長、専門分野別の部門編集長、編集委員、および編集補佐委員は、本委員会で選出され理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。ただし、委員長が必要と判断する場合は、理事会の承認を経たうえで、任期を三期まで延長することができる。

5 Review 担当の部門編集長及び編集委員は、Review の企画、審査、採否の決定、および編集に関する諸事項を担当する。専門分野別の部門編集長及び編集委員は、その関与する学問分野における論文の審査と採否決定の最終責任を負う。編集補佐委員は、編集委員長の業務を補佐する。

6 本委員会に編集参与 (Advisory Board) をおく。編集参与は各部門約 40 名で構成され、公正な判断に基づいて論文の審査にあたる。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。ただし、委員長が必要と判断する場合は、理事会の承認を経たうえで、任期を三期まで延長することができる。

7 本委員会の運営規定については別に定める。

第25条 生化学誌企画委員会は、生化学誌の編集に関する諸事項を担当する。

2 本委員会は、委員長1名、総務2名、委員約20名、支部企画担当委員各支部1名、および編集担当常務理事で構成される。

3 委員長は別に定められた規定により選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。

4 総務および委員は、本委員会で選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。ただし、委員長が必要と判断する場合は、理事会の承認を経たうえで、任期を三期まで延長することができる。

5 支部企画担当委員は、各支部で選手され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。委員長が必要と判断する場合は、理事会の承認を経たうえで、任期を三期まで延長することができる。

6 編集担当常務理事は、本委員会において決定された事項の承認を理事会に委ねることができる。

7 本委員会の運営規定については別に定める。

第26条 各種授賞等選考委員会は、日本生化学会奨励賞、JB論文賞、柿内三郎記念賞、および柿内三郎記念奨励研究賞等の選考を担当する。

2 本委員会は12名の委員で構成され、うち1名を委員長とする。ただし、柿内三郎記念賞および柿内三郎記念奨励研究賞の選考については、若干名の外部選考委員を加えることができる。

3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は2年とし、再任を認めない。

4 委員長を除く委員は、本委員会で選出され理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は

- 2 年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営規定については別に定める。

第 27 条 情報専門委員会は、本学会活動に関連した広報・情報に関する諸事項を担当する。

- 2 本委員会は若干名の委員で構成され、うち 1 名を委員長とする。
- 3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は 2 年とし、再任を認めない。
- 4 委員長を除く委員は本委員会で選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営に必要な規程は別に定める。

第 28 条 ダイバーシティ推進委員会は、生化学分野におけるダイバーシティを推進するために必要な諸事項を担当する。

- 2 本委員会は若干名の委員で構成され、うち 1 名を委員長とする。なお、ダイバーシティを反映した委員構成とすること。
- 3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は 2 年とし、再任を認めない。
- 4 委員長を除く委員は本委員会で選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営に必要な規程は別に定める。

第 29 条 研究倫理委員会は、本学会活動に関連した研究倫理・研究不正に関する諸事項を担当する。

- 2 本委員会は若干名の委員で構成され、うち 1 名を委員長とする。
- 3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は 2 年とし、再任を認めない。
- 4 委員長を除く委員は本委員会で選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営規定については別に定める。

第 30 条 留学助成審査委員会は「早石修記念海外留学助成」の採択を担当する。

- 2 本委員会は 7 名の委員で構成され、うち 1 名を委員長とする。ただし、若干名の外部審査委員を加えることができる。
- 3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は 2 年とし、再任を認めない。
- 4 委員長を除く委員は、本委員会で選出され理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営規定については別に定める。

## 第5章 授賞

第31条 本会に日本生化学会奨励賞を設ける。

2 本賞は、生化学の進歩に寄与する顕著な研究を発表し、なお将来の発展を期待し得る本会会員を顕彰するためのものである。

3 本賞では毎年5名以内の受賞者を選出し、各々に賞状と副賞（30万円）を贈呈する。

4 受賞者は、授賞年の1月1日において、在会年数5年以上であり、かつ満40歳未満の者とする。

5 研究業績は、その主要な部分が国内で行なわれたものに限ることとする。

6 受賞者の選出は各種授賞等選考委員会がおこない、常務理事会で決定する。

7 本賞の選考等に関する規定は別に定める。

第32条 本会に日本生化学会JB論文賞を設ける。

2 本賞はJBに掲載された優れた論文の著者を顕彰するためのものである。

2 本賞では、授賞年の前年中にJBに掲載された10篇以内の論文を選出し、各々の著者に賞状と副賞を贈呈する。

4 受賞者の選出は各種授賞等選考委員会が行い、常務理事会で決定する。

5 本賞の選考等に関する規定は別に定める。

第33条 本会は柿内三郎記念賞の選考をおこなうこととする。

2 本賞は生化学における顕著な研究業績を挙げた研究者を顕彰するためのものである。

3 本賞では、毎年1名の受賞者を選出し、賞状と副賞（100万円）を授与する。

4 受賞者は、会員・非会員を問わない。

5 受賞者の選出は専門の委員会が行う。ただし各種授賞等選考委員、外部委員の参加も可能とする。

6 常務理事会で承認後、公益財団法人倶進会が決定する。

7 本賞の選考等に関する規定は別に定める。

第34条 本会は柿内三郎記念奨励研究賞の選考をおこなうこととする。

2 本賞は生化学分野の優秀な研究計画を支援するためのものである。

3 本賞では、毎年2名以内の受賞者を選出し、各々に助成金（50万円）を授与する。

4 受賞者は、受賞年の10月1日において満40歳未満の者とする。

5 受賞者の選出は専門の委員会が行う。ただし各種授賞等選考委員、外部委員の参加も可能とする。

6 常務理事会で承認後、公益財団法人倶進会が決定する。

7 本賞の選考等に関する規定は別に定める。

## 第6章 大会

第35条 本会は会計年度ごとに1度の大会を開催する。

第36条 大会は当該会計年度の会頭のもとに行われる。

2 会頭の選出においては、理事会が候補者を推薦し、会長が総会に諮ることとする。

3 会頭の任期は、前回大会の終了後から当該大会の終了までの期間とする。

第37条 大会においては、参加者から参加費を徴収し、それを運営費にあてることができる。

第38条 大会の運営に関わるその他の事項は理事会が決定する。

## 第7章 助成

39条 本会に日本生化学会 早石修記念海外助成金を設ける。

2 本助成は、生化学に関わる生命科学全般の研究に意欲的に従事しているものに、海外留学費用の助成をおこなうものである。

3 本助成では毎年8名以内の候補者を選出し、金額は総額4,000万円までとする。

4 本助成の対象者は、日本在住者または将来日本の生命科学に貢献できる者で、且つ日本生化学会会員であることとする。

5 本助成の選出は留学助成審査委員会がおこない理事会で決定する。

6 本助成の資金は小野薬品工業株式会社からの寄付金で賄われ、10年を期限とする。

7 本助成の選考等に関する規定は別に定める。

## 第8章 支部

第40条 本会に次の8つの支部をおく。

1) 北海道

2) 東北（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）

3) 関東（東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、神奈川県、山梨県）

4) 中部（長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県）

5) 北陸（富山県、石川県、福井県）

6) 近畿（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県）

7) 中国四国（岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

8) 九州（福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

第 41 条 支部所属の理事が支部長の任にあたる。

第 42 条 支部の運営は、各支部が定め理事会の承認を受けた規定に基づき行われる。

## 第 9 章 事務局

第 43 条 事務局には 1 名の事務局長と数名の事務局員をおく。事務局長と事務局員の採用、待遇、職務等に関わる規定は別に定める。

## 第 10 章 付則

第 44 条 本細則は、2012 年（平成 24 年）9 月 3 日よりこれを実施する。

2012 年（平成 24 年）12 月 13 日改定

2013 年（平成 25 年）8 月 21 日改定

2014 年（平成 26 年）8 月 25 日改定

2015 年（平成 27 年）4 月 30 日改定

2016 年（平成 28 年）4 月 26 日改定

2019 年（平成 31 年）4 月 22 日改定

2020 年（令和 2 年）4 月 13 日改定

2021 年（令和 3 年）11 月 17 日改定

2022 年（令和 4 年）8 月 2 日改定

2023 年（令和 5 年）4 月 6 日改定

2023 年（令和 5 年）8 月 25 日改定

2024 年（令和 6 年）4 月 11 日改定

2024 年（令和 6 年）8 月 21 日改定

2025 年（令和 7 年）4 月 24 日改定

2025 年（令和 7 年）6 月 2 日改定

2026 年（令和 8 年）4 月 2 日改定